

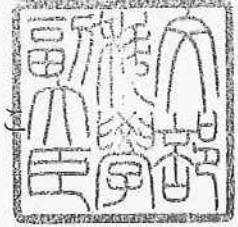


23文科高第957号  
平成24年1月24日

各 都 道 府 県 知 事  
文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿

文部科学副大臣

森 ゆ う 子



(印影印刷)

「税額控除制度を活用した私立学校への寄附促進アクションプラン」について (通知)

平成23年度税制改正において、学校法人をはじめ、市民が参画する様々な「新しい公共」の担い手を支える環境を税制面から支援し、「新しい公共」によって支え合う社会の実現に向けて、学校法人に対する個人からの寄附に係る所得税の税額控除制度が導入されました。

また、平成23年12月10日に閣議決定された平成24年度税制改正大綱においては、上記の税額控除制度について、「制度の周知徹底に努め、寄附者や寄附を受ける法人において円滑に制度が定着していく取組みを進めていく必要」があるとされるとともに、「どの程度の数の法人が税額控除の対象となっているかの実績や、要件を満たすことができない法人の状況等を検証し、各法人の規模や特性を踏まえた要件等の見直しについて検討」を行うとされたところです。

これらの状況に鑑み、今般、文部科学省では、制度の円滑な定着及び私立学校における経営基盤の強化等に資するため、別添の「税額控除制度を活用した私立学校の寄附促進アクションプラン」を策定しました。

文部科学大臣所轄各学校法人におかれましては、このアクションプランの趣旨を御理解いただき、各学校法人の状況に応じて各種制度を活用した寄附促進に向けた取組みを検討いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、引き続き、所轄の学校法人からの税額控除対象法人に係る申請の受付や証明書発行の事務を速やかに実施していただくとともに、本アクションプランの趣旨について御理解の上、所轄の学校法人へ周知いただくとともに、税額控除制度等の広報等への取組みについても御検討いただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

担当 高等教育局 私学部 私学行政課 法規係  
電話 03-5253-4111 (内線2532)

## 税額控除制度を活用した私立学校への 寄附促進アクションプラン

平成24年1月  
文部科学省

- ・平成23年度から、学校法人等に対する個人からの寄附について「税額控除制度」という画期的な税制改革が実現しました。
- ・私立学校が、制度を活用して幅広い市民から支援を受け、「新しい公共」の担い手として次代を担う人材を育成し、社会へ貢献していくことが期待されています。
- ・また、私立学校の経営基盤の強化や教育研究の質の向上のため、私学助成や融資制度等の充実とともに、寄附金など多様な財源を得る取組の重要性が増しています。
- ・私立学校が、同窓生・地域住民・企業等から幅広く寄附を得て、社会のニーズに応える教育研究活動に取り組むことにより、日本の寄附文化の醸成のけん引役ともなれるよう、私学団体等と連携しつつ、以下のアクションプランを推進します。

### 目 標

- ◆ 税額控除の対象となる学校法人数の大幅な増加を目指し、  
これにより学校法人に対する寄附者数・寄附金額の拡大を図ります。  
⇒
  - ・ 税額控除の対象となるための要件の見直し
  - ・ 寄附手続きの簡素化 } の実現へ

税額控除の対象となる学校法人数の目安（参考目標値）

※文部科学大臣所轄学校法人（大学・短大）：3年間で550法人（全体の約8割）程度

※都道府県知事所轄学校法人（幼・小・中・高校等）：当面 100 法人（特定公益増進法人数の約1割）程度、  
これら先行事例の経験を生かして1,000 法人程度  
（現在の特定公益増進法人数並み）

### 具体的な取組み内容

私学団体等と連携しつつ、以下の取組を実施

#### 1. 税額控除制度の普及・啓発活動の推進

- 税額控除制度について、パンフレットやHP、広報誌等の様々な手段を活用して、学校法人や都道府県の私学行政担当者等に対する周知を行うとともに、税額控除の内容や活用方策等についての説明会や研修会等を開催します。
- 草の根の私学サポーター拡大のためのシンポジウムやセミナー等を開催します。

## **2. 寄附金戦略や寄附金活用の先進的事例に関する情報収集・提供の推進**

- 寄附金獲得の取組や、寄附金を活用した多様な教育研究活動を行う私学の先進的事例の研究を行い、情報提供と普及に努めます。
- 「基金」方式や同窓会方式等、継続的・安定的な寄附金獲得の先進的事例について調査し、普及に努めます。

## **3. 寄附を行う企業・個人と寄附を受入れる学校法人のニーズのマッチングの推進**

- 日本私立学校振興・共済事業団の「私学支援ポータルサイト」の充実を図ることにより、寄附のマッチングを推進します。
- 小規模法人が寄附募金活動に取り組みやすくなるよう、日本私立学校振興・共済事業団の受配者指定寄附制度を積極的に活用します。

## **4. 都道府県や私学団体の寄附文化促進の取組との連携・協働**

- 幼・小・中・高校等の学校法人を所轄する都道府県の私立学校主管部課に対して税額控除制度を周知し、都道府県による独自の寄附促進のための取組等を促進・支援します。
- 私学団体や私立学校が自ら行う寄附促進のための取組への支援を図り、私学団体等との連携により、寄附文化の一層の醸成に努めます。

## **5. 寄附税制の充実に向けた税制改革の検討**

- 税額控除制度による実績を検証し、要件を満たせない学校法人の状況を分析することにより、今後の要件見直しに向けた検討を行います。
- 寄附金控除の年末調整対象化の実務的・技術的課題の解決のための寄附受入れ法人と源泉徴収義務者（企業等）による検討等、寄附手続きの簡素化に向けた検討を行います。



**私立学校の経営基盤の強化を図り、  
個性・特色ある教育研究と、多様な人材の育成を促進**

本プランの内容は、今後の税額控除対象法人数や寄附実績などの進捗状況を評価し、必要な見直しを加えつつ進めてまいります。

文部科学省では、私立学校や私学団体、都道府県等の皆様と共に、本プランの普及、推進に取り組んでいきたいと考えています。

## (参考1) 税額控除制度の概要

### ○ 税額控除とは

- 寄附実績等についての「一定の要件」を満たす学校法人に寄附した場合、寄附金の「一定の割合」を所得税の税額から控除することができる制度です。
- 具体的には、以下により算出された控除対象額が個人の所得税額から直接控除されます。

$$\left[ \text{税額控除対象寄附金}(\ast 1) - 2,000\text{円} \right] \times 40\% = \text{控除対象額}(\ast 2)$$

※1 寄附金支出額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。

### ○ 税額控除のメリット（所得控除との違い）

- 寄附金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除するため、寄附者にとっては所得や寄附金額の多寡にかかわらず、減税効果が非常に大きい点が特徴であり、寄附を受ける学校法人にとっても、より幅広い関係者から、小口の寄附金を集めやすくなることが期待できます。

#### ◆ 税額控除： 各寄附者の所得税率に関係なく、所得税額から直接寄附金額の一定割合が控除されます。

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \\ \hline \text{(年収)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{諸控除} \\ \hline \text{(扶養控除等)} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \begin{array}{l} 5\% \\ 10\% \\ 20\% \\ 23\% \\ 33\% \\ 40\% \end{array} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税額} \\ \hline \text{(寄附金-2,000円)} \\ \hline \text{×40\%} \\ \hline \end{array}$$

例  $\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{年収 300 万円の寄附者が} \\ \hline \text{1 万円を寄附した場合} \\ \hline \end{array} \right)$

$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{税率に関わりなく} \\ \hline \text{8,000×40\%} \\ \hline \text{= 3,200円 を控除} \\ \hline \end{array} \right)$

#### ◆ 所得控除： 各寄附者の所得に応じた税率を寄附金額に乗じて、控除額を決定。

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \\ \hline \text{(年収)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{諸控除} \\ \hline \text{(扶養控除等)} \\ \hline \text{寄附金} \\ \hline \text{-2,000円} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \begin{array}{l} 5\% \\ 10\% \\ 20\% \\ 23\% \\ 33\% \\ 40\% \end{array} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税額} \\ \hline \text{寄附金控除} \\ \hline \end{array}$$

所得に応じた税率を乗じて  
控除額を決定

例  $\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{年収 300 万円の寄附者が} \\ \hline \text{1 万円を寄附した場合} \\ \hline \end{array} \right)$

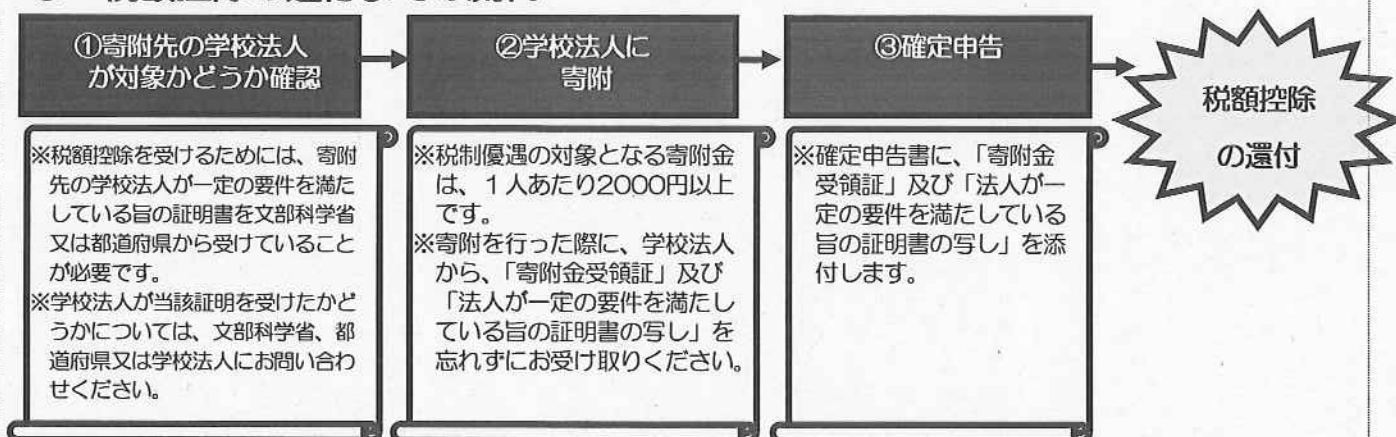
$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{10,000-2,000} \\ \hline \text{= 8,000円} \\ \hline \end{array} \right)$

$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{税率は 5\%} \\ \hline \text{(平均的な世帯の諸控除額を想定)} \\ \hline \end{array} \right)$

$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{8,000×5\%} \\ \hline \text{= 400円を控除} \\ \hline \end{array} \right)$



## ○ 税額控除の還付までの流れ



## ○ 税額控除の対象法人となるための「一定の要件」について

- 寄附者が税額控除を受けるためには、寄附先の学校法人が、以下の要件を満たす旨の所轄庁の証明書が必要です。

### 要件① 寄附者の実績

- 過去5年間で、3,000円以上の寄附を行った寄附者の数が年平均100件以上、又は
- 過去5年間で、寄附金収入額が経常収入金額の20%以上

### 要件② 情報公開の要件

- 寄附行為、役員名簿、財産目録等の一定の書類を主たる事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させる

- 対象法人の証明書の有効期間は5年間で、その後も同様の条件を満たせば更新が可能です。

## ○ 税額控除の適用時期について

- 寄附をした学校法人が、文部科学省又は都道府県から一定の要件を満たす学校法人として証明を受けた場合には、証明の日以降に学校法人に対して行った寄附金であれば税額控除を適用することができます。

※ 参考： 税額控除の対象である旨の証明書が発行された学校法人数

(大学等 23年12月20日現在、高校等 10月31日現在)

- 文部科学大臣所轄学校法人(大学・短大)： 181法人(27.1%) (全 668法人)
- 都道府県知事所轄学校法人(幼・小・中・高校等)： 11法人(0.15%) (全7, 265法人)

## (参考2) 平成24年度税制改正大綱(平成23年12月10日閣議決定) (抄)

### 第2章 平成24年度における主な取組み

#### 8. 市民公益税制

平成23年度税制改正においては、「新しい公共」によって支え合う社会の実現に向けて、特定非営利活動法人(以下「NPO法人」といいます。)をはじめとする、市民が参画する様々な「新しい公共」の担い手を支える環境を税制面から支援するため、税額控除の導入など画期的な改正を行いました。

今後は、制度の周知徹底に努め、寄附者や寄附を受ける法人において円滑に制度が定着していく取組みを進めていく必要があります。

また、これまでの累次にわたる制度拡充の効果検証を行った上で、寄附税制について、寄附文化醸成にも資するよう、必要に応じて見直しを検討していきます。

平成23年度税制改正では、「新しい公共」の担い手となる法人への草の根の寄附を促進するため、認定NPO法人や一定の要件を満たす公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人に対する寄附金について、所得税において新たに税額控除を導入しました。

(中略)

また、認定NPO法人以外の法人への寄附に係る税額控除については、草の根の寄附を必要とする「新しい公共」の担い手として、市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されている法人を対象としていますが、どの程度の数の法人が税額控除の対象となっているかの実績や、要件を満たすことができない法人の状況等を検証し、各法人の規模や特性を踏まえた要件等の見直しについて検討を行います。

なお、寄附金控除の年末調整対象化について、源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、引き続き実務的・技術的な観点から実施可能であるかどうかの検討を行います。検討に当たっては、源泉徴収義務者等の意見を十分に踏まえる必要があります。

(参考3)

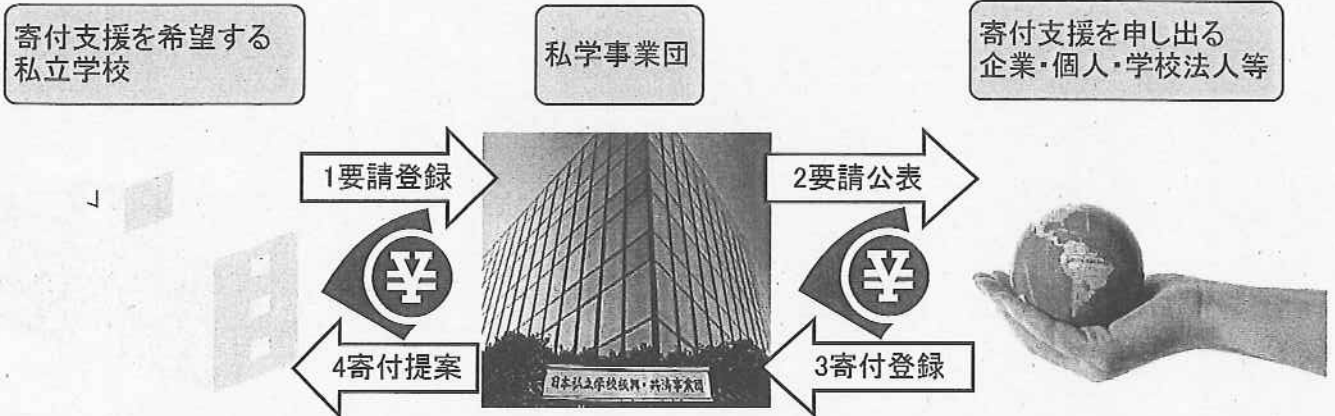
# 日本私立学校振興・共済事業団

東日本大震災により被災された私立学校への寄付金支援  
**私学支援ポータルサイト**

アドレスは、  
[http://www.shigaku.go.jp/g\\_shien.htm](http://www.shigaku.go.jp/g_shien.htm) (PC専用)  
です。

私学事業団では、被災した学校法人のニーズとそれを支援しようとする企業及び個人等の寄付要請に応えるために、「私学支援ポータルサイト」を開設します。

## ・支援の流れ



※寄付支援を希望する私立学校から被害状況等の登録を受け、企業・団体等から私学事業団に寄付支援の申し出があった内容を私立学校へ連絡・紹介します。

なお、寄付支援申し出は、原則として寄付支援を希望する私立学校や被災県にある学校の一覧などを参考にして、学校を指定していただきますが、指定先や提案内容等の相談がありましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

また、私立学校を設置する学校法人への寄付は、税制上の優遇措置が認められていますので、これについてもご利用される方は、ご相談ください。

## ・支援要請内容と提案内容の例

支援希望例

被災学生が多いので、就学支援のために奨学基金を創設したい。  
全国大会実績もあるクラブ活動の用具購入支援をお願いしたい。  
津波によって被害にあった図書の整備を支援してほしい。  
スクールバスの購入費用を支援してほしい。



支援申出例

漁業振興のための水産研究へ支援寄付をしたい。  
津波による防災機能の強化や広域防災体制についての研究支援をしたい。



など

問い合わせ先： 日本私立学校振興・共済事業団 助成部寄付金課寄付金係  
 電話 03-3230-7317～7318  
 ※電話の場合の受付時間：月～金曜日（祝祭日は除く）9～17時  
 FAX 03-3230-8223  
 メールアドレス shien-ps@shigaku.go.jp

## 「私学支援ポータルサイト」に関するQ&A



平成23年9月14日改訂

- NO1 Q: 寄付をしたいのですが、どのようにしたらよいですか?  
A: 寄付先の私立学校及び寄付金額等の寄付条件をお示しいただき、ポータルサイトの【寄付登録様式】に必要事項を記載して登録してください。
- 
- NO2 Q: どの私立学校に寄付をしたらよいか分からないのですが、どうしたらよいですか?  
A: ポータルサイトの支援を希望する私立学校の「支援の要請一覧」や、東日本被災地域に所在する「被災県に設置されている私立学校一覧」で、私立学校ホームページなどの学校情報を提供しますので、それらを参考にしてください。
- 
- NO3 Q: 学校法人として寄付金募集をしていることをご案内したいのですが、どうしたらよいですか?  
A: ポータルサイトで東日本大震災における寄付金募集を行っていることを掲載しますので、ポータルサイトの【希望登録様式】に必要事項を記載して登録してください。
- 
- NO4 Q: ポータルサイトに掲載されている寄付を受けたいのですが、どうすればよいですか?  
A: 私学事業団に申し込みください。
- 
- NO5 Q: 寄付先の窓口を教えてくださいませんか?  
A: 私学事業団が双方の内諾を得られたときに、責任を持って担当者名と連絡先電話番号をお知らせします。
- 
- NO6 Q: 金額・時期等の調整がある場合は、どのようにしたらよいですか?  
A: 具体的な受入れについては、直接当事者間で交渉・相談してください。
- 
- NO7 Q: 寄付の受入れの有無を、私学事業団に連絡する必要がありますか?  
A: 実績把握や今後の参考としたいので、学校法人からご連絡ください。
- 
- NO8 Q: 指定寄付金など私学事業団を通じて行う寄付金については、どのように手続きすればよいですか?  
A: 当該寄付金を受け入れる学校法人が、所定の受配者指定寄付金の手続きをとっていただきますので、原則として当該学校法人へ受配者指定寄付金として寄付したい旨をご連絡ください。ご不明な点は、私学事業団へお尋ねください。
- 
- NO9 Q: 受配者指定寄付金以外の寄付金の授受は、どのような流れになりますか?  
A: 寄付者が、直接学校指定の銀行口座へ振込むなど、当事者間で相談してください。
- 
- NO10 Q: 被災された私立学校の被災状況はわかりますか?  
A: 私学事業団では、全てを把握してはおりません。今後、各学校法人にお願いして被害状況を提供してもらえようをお願いします。

### 寄付者の税の優遇措置

私立学校を設置する学校法人については、その公共性・公益性を考慮して、種々の税制上の優遇措置が講じられています。ご利用にはそれぞれ要件がありますので、希望される場合は、私学事業団へご相談ください。

➡ 詳細は「私学支援ポータルサイト」をご覧ください。

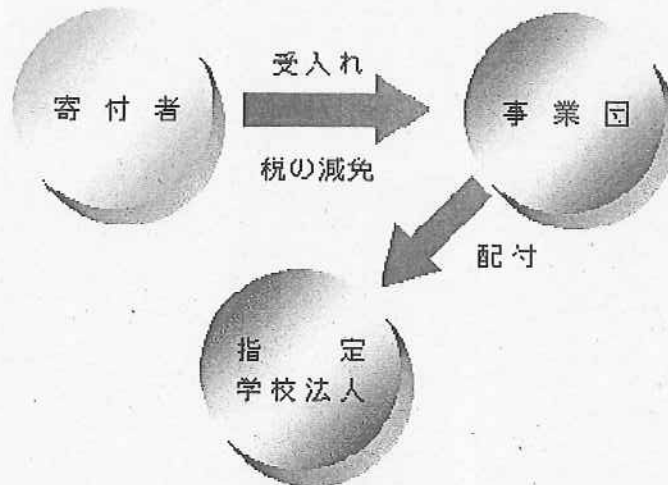


## (参考4) 受配者指定寄付金

日本私立学校振興・共済事業団では、私立学校の教育と研究の振興のために、法人又は個人から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付しています。

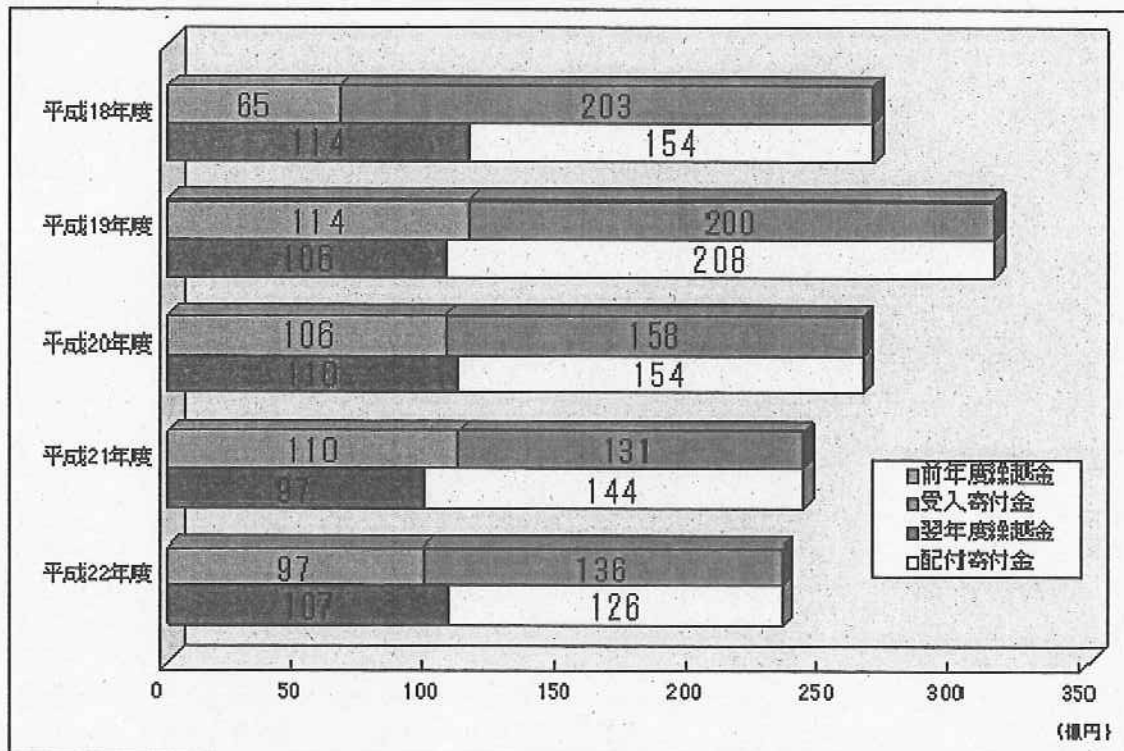
この寄付金は、寄付者が法人税、所得税について税法上の優遇措置（昭和40年大蔵省告示第154号）を受けられることができ、特に寄付者が法人の場合には、寄付金の全額を損金として算入することが認められております。

また、平成16年度より制度の大幅な改善が図られ、寄付者（企業等）は、私立学校の教育・研究に必要な費用又は基金に対して何時でも寄付金の申し出ができるようになりました。



昭和42年度から平成22年度末までの受入額は4,663億円、配付額は4,556億円に達しています。

過去5年間の寄付金取扱実績



(注) 繰越金：学校法人からの配付申請がなく翌年度に繰り越した寄付金